

【閲覧用】

令和 5 (2023) 年第 9 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 5 (2023) 年 9 月 8 日 (金)				
開催場所	本庁 2F 多目的ホール				
開会	午後 2 時		閉会	午後 2 時 30 分	
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 44 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	5 件
	議案第 45 号	農地転用事業計画変更申請について		許可相当	2 件
	議案第 46 号	農地法第 4 条の許可申請について		許可相当	1 件
	議案第 47 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当 取下げ	4 件 1 件
	議案第 48 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		許可	11 件
	議案第 49 号	農用地利用集積計画 (所有権移転) について		許可	2 件
	報告第 27 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	3 件
	報告第 28 号	農地転用完了等の報告について		済	—
出席委員	農業委員	19 人		農地利用 最適化推進委員	6 人
欠席委員	農業委員		0 人		
署名委員	2 番	藤井 光生	3 番	橋本 周	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	市吉 英男	
	会計年度職員	松隈 光明			

農業委員出席状況（19名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（6名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	—	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	○	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	○
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	○
12	星野 弘明	—	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	○	30	高松 安幸	○

議案第 44 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(21 番推進委員：中野委員) 譲受人は新規就農される方であります。現地の調査を行い、生産組合の方とも確認しましたが、特に問題ないということです。報告は以上です。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 44 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(30 番推進委員：高松委員) 8 月 16 日、ご本人が見えられて説明を受けました。譲受人の [REDACTED] はもう 20 年にわたりこの農地を耕作していらっしゃいます。また、現地確認もしました。承認をよろしくお願ひします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 44 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		

第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(17番農業委員：小山委員) 8月27日に譲受人の[]の父、[]から現地にて説明を受けました。事務局から説明があった通り、[]が仮登記を平成14年にされまして、ずっとこの土地で野菜を作られております。現地には里芋、胡椒、茄子等が植わってございました。トラクターと草刈り機等も保有されておりますので、今後、[]と一緒に新規就農されていくということでございますので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第45号第1項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第47号第1項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[]		
変更前の事業計画に従った実施状況	造成完了	農地 区分	2種 (10ha未満)
当初転用者	[]		
承継者	[]		
当初事業計画	特定建築条件付売買予定地		
変更後事業計画	特定建築条件付売買予定地		
備考	令和5年3月27日付け4飯農第265号-168にて許可を受けていたもの。 議案第47号第1項と関連。		
造成	農地法第5条許可により整備完了。		
進入口	農地法第5条許可により整備完了。		
土留め	農地法第5条許可により整備完了。		
被害防除	宅地購入者が設置を行うこととなる。よって、本転用時にはネットフェンス等の被害防除はなし。		
雨水排水	1、2及び3号区画は、宅地内に雨水桝等を設置し東側水路へ放流。 4号区画は、宅地内に雨水桝等を設置し南側水路へ放流。		
生活雑排水	各分譲地には合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和5年10月10日から令和6年10月25日まで		
水利同意	[]水利組合の同意あり。		

第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	当初転用者であった、 XXXXXXXXXX が当初計画を撤退し、承継人 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX が改めて転用許可申請をするもの。
地区推進委員報告	議案第47号第1項にて記載
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	

議案第45号第2項 農地転用事業計画変更申請について

土地の所在地 地目、面積	XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX		
変更前の事業計画 に従った実施状況	・ 水稻作付け済 ・ 太陽光パネル未設置	農地 区分	1種 (10ha超の連坦)
当初転用者	XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX		
承継者	—————		
当初事業計画	営農型太陽光発電設備の支柱等設置 (令和8年10月31日までの一時転用)		
変更後事業計画	————— ※変更なし		
備考	令和5年6月30日付け5飯農第254号-39にて許可を受けていたもの。 隣接原野19㎡を含め、計画面積は28,658㎡のうち44.04㎡となる。		
造成	特段の施工なし。		
進入口	北側市道からの進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	主に自然流下。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和5年11月1日から令和6年4月30日まで(パネル等設置工事)		
水利同意	XXXXXXXXXX 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	計画変更申請が必要となった理由について ①当初許可面積の変更について 【変更点】 (変更前) XXXXXXXXXX (変更後) XXXXXXXXXX 【変更理由】 現在苗場として利用している土地(XXXXXXXXXX)を転用許可後に 他の場所へ移動をする計画だったが、資金の折り合いがつかなかったため、現		

	(信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(30 番推進委員：高松委員) 8 月 21 日に原田委員と一緒に現地で説明を受けました。田んぼとしてはもうここ数年、イノシシ被害で収穫ができない状態で、もうどうしようもなく、今回資材置場ということで、申請を出されているようです。以上です。
現地調査報告	(19 番農業委員：原田委員) この件につきましては、8 月 21 日に申請人の [REDACTED] からお話がありました。それで当日すぐにですね、[REDACTED] と私とそれから高松推進委員と 3 名で現地にすぐに行きまして、説明を受けました。現地につきましてはですね、貸資材倉庫の置場ということで、転用目的という話を聞いております。この土地はですね、最近までずっともう稲作を作っておられたそうですが、今お話がありましたようにもうイノシシが入ってですね、非常に荒らされて、もう大変ということでですね、こういう話になったわけでございます。[REDACTED] はですね、他にもいろいろ田んぼを作っておられます。そういう観点からですね、機械も揃っております。そういうことで何ら問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 47 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地		
備考	令和 5 年 3 月 27 日付け 4 飯農第 265 号-168 にて許可を受けていたもの。 議案第 45 号第 1 項と関連。		
造成	農地法第 5 条許可により整備完了。		
進入口	農地法第 5 条許可により整備完了。		
土留め	農地法第 5 条許可により整備完了。		
被害防除	宅地購入者が設置を行うこととなる。よって、本転用時にはネットフェンス等の被害防除はなし。		
雨水排水	1、2 及び 3 号区画は、宅地内に雨水樹等を設置し東側水路へ放流。		

	4号区画は、宅地内に雨水枡等を設置し南側水路へ放流。
生活雑排水	各分譲地には合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和5年10月10日から令和6年10月25日まで
水利同意	水利組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(15番推進委員：葛原委員) 転用者が だったんですけど、継承者が になったと話がありました。本件に関しましては、 水利組合の同意もあり、問題ないと思います。協議のほどよろしくお願ひいたします。
現地調査報告	(3番農業委員：橋本委員) 昨日、現地調査を行いました。当該申請は、令和5年3月に許可を受け、既に宅地造成を完了している特定建築条件付き売買予定地でありまして、今回、 から に所有権移転するものであります。その後、検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元の水利同意もいただいておりますので、事務局からの説明通りに宅地分譲および住宅建築がなされれば問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第47号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	使用貸借権		
借人		農地 区分	2種 (10ha未滿)
貸人			
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 106.82㎡		
備考	なし		
造成	全体を均す程度の整地、表面は露天砂利敷き。		
進入口	申請地北側市道より進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、雨水枡を新設し、申請地北側の既存水路へ放流。		

生活雑排水	合併浄化槽を設置し、雨水同様、既存水路へ放流。
工事計画期間	令和5年10月1日から令和6年2月29日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(17番農業委員：小山委員) 8月24日現地におきまして、北九州の村上司法書士行政書士事務所のから説明を受けました。地目は畑で長い地形となっております。住宅部分だけを分筆し、子供の一般住宅を建てる予定だということでございます。地元農区の方の同意もあります。計画通りであれば問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。
現地調査報告	(5番農業委員：多田委員) 現地調査を昨日行っております。その後検討会を行いました。特段の意見はございませんでした。地元の水利同意もいただいておりますので事務局から説明があったように施工なされれば問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第47号第3項 農地法第5条許可申請について

※申請取下げ

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	貸駐車場		
備考	売買		
造成			
進入口			
土留め			
被害防除			
雨水排水			
生活雑排水			
工事計画期間			
水利同意			

第5条第2項各号	
補足説明	農地法第5条の許可申請を取下げたもの。
地区推進委員報告	
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	申請取下げ

議案第47号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	1種 (10ha超の連坦) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 居宅 1棟 99.99㎡ カーポート 1棟 14.93㎡		
備考	売買 法面部分 379.56㎡を除き、有効宅地面積は 459.44㎡となる。		
造成	最大 40cm 程度の盛土工。		
進入口	南西側県道からの進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	進入口を除く全方位に高さ 100cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水樹を敷設し、南東側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和5年10月20日から令和6年4月20日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(26番推進委員：佐野委員) 当該地は、農地転用許可申請時に違反が確認されていて、しかしそれは旧庄内町の時に既に埋め立てが完了していたため、表土の砂利の撤去をもって原状回復することになりました。その結果を8月22日に現地にて、原状回復がなされていることを確認いたしました。なお、地元生産組合長の同意は取れています。事務局の説明通りの工事であれば問題ないものと考えます。ご審議をお願いいたします。		
現地調査報告	(7番農業委員：岡松委員)		

	昨日、現地調査に参りました。推進委員さんの説明の通り、合併前より田に土砂を入れて畑として利用されていたということでした、田んぼから結構な高さまで土が盛られて法面が結構な面積になっていましたが、施工後も法面はそのまま管理するというふうに説明を聞いております。調査のときもそれで何十年もそのまま問題ないようであろうということになりましたので、その後の検討会でも意見は出ませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 47 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	共同住宅 1 棟 156.3 m ²		
備考	売買 隣接宅地 134.7 m ² 、払下げ予定地 46.46 m ² を含め計画面積は 639.16 m ² となる。 公共用財産の用途廃止申請書、市有財産払下げ申請書を土木管理課へ提出済み。		
造成	最大 200 cm の盛土工、また最大 180 cm の切土工。駐車場部分はアスファルト舗装仕上げ。		
進入口	申請地北側市道より進入。		
土留め	申請地東側は既存水路へ投げかけ。北側は RC 擁壁、コンクリートブロックを新設。南側に RC 擁壁を新設。西側は一部を除きコンクリートブロックを新設。また、宅地部分と進入口の間に RC 擁壁、コンクリートブロックを新設。		
被害防除	新設擁壁に高さ 60 cm のフェンスを新設。		
雨水排水	申請地内に溜桝、U 字側溝を敷設し、既存の道路側溝へ放流。		
生活雑排水	公共下水管へ放流。		
工事計画期間	令和 5 年 10 月 20 日から令和 6 年 4 月 30 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの残高証明、融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(1 番推進委員：宮本委員) 本件につきましては、8 月 21 日土地家屋調査士の赤間氏より現地にて説明を		

	受けました。周りは住宅に囲まれており、また雨水排水等の設備をなされるため、事務局の説明通り施工されれば何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
現地調査報告	(11 番農業委員：藤田委員) 昨日、現地調査を行いました。場所は■■■■のバイパスから少し入り込んだ住宅地で、雑草化した畑でした。現地調査で特に問題指摘はなく、地域農区の同意もあることから、事務局の説明通り施工されれば問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 48 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	27,826.00 m ²		
	畑	0.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	27,826.00 m ²		
作物別設定面積	水稲	(3 年以下)	18,783.00 m ²	6 件
		(6 年以下)	6,960.00 m ²	2 件
		(10 年以下)	1,395.00 m ²	2 件
		計	27,138.00 m ²	10 件
	野菜	(3 年以下)	688.00 m ²	1 件
		計	688.00 m ²	1 件
	計	(3 年以下)	19,471.00 m ²	7 件
		(6 年以下)	6,960.00 m ²	2 件
		(10 年以下)	1,395.00 m ²	2 件
		計	27,826.00 m ²	11 件
	第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
	補足説明	なし		
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 49 号第 1 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
譲渡人	■■■■ ■■■■	利用目的	水田として利用

土地の所在地 地目、面積	
所有権の移転時期	令和5年9月25日
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	決定

議案第49号第2項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
譲渡人		利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積			
所有権の移転時期	令和5年9月25日		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

報告第27号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積				
借主				
貸主				
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年7月17日	
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年5月1日	
結果	済			

報告第27号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積				
借主				
貸主				

解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年8月4日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年8月4日
結果	済		

報告第27号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年8月19日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年10月1日
結果	済		

報告第28号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済

